

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岩手県東磐井郡藤沢町

2 構造改革特別区域の名称

藤沢町どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

岩手県東磐井郡藤沢町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢

本町は、岩手県の最南端に位置し、北上川の東岸、南部北上山系に連なる西斜面の丘陵地帯にあり、南部は、宮城県に接し、東西及び北部は一関市に接している。

町の大きさは、東西16.0キロメートル、南北14.7キロメートル、周囲71.7キロメートルで面積は123.15平方キロメートルであり、町土の約60パーセントが標高100～400メートルの山林で占められた典型的な中山間地域農村地帯である。

昭和30年4月、旧藤沢町と黄海村と八沢村と大津保村（津谷川は現一関市室根町に合併）の4カ町村が合併し、現在に至っている。

(2) 気候

本町は、内陸部にありながら太平洋岸の気象状況を示しており、過去10年間の年間平均気温は11.7℃、年平均降水量は1,184.5mmである。平均降雪期間99日のうち実際に降雪のあった日数の平均は24日で降雪量の平均は16.4mmであり、比較的降水量も少なく、県内では最も温暖な地域に属している。

(3) 人口

本町の平成22年12月31日現在の住民基本台帳人口は、9,201人であり、平成12年（10,673人）と比較して1,472人（13.8%）減少している。

世帯数は2,933世帯であり、平成12年（2,933世帯）と同世帯数となっている。

人口を年齢階層別でみると、14歳以下の年少人口は987人（10.7%）、15～64歳の生産年齢人口は5,106人（55.5%）、65歳以上の老年人口は3,108人（33.8%）となっており、平成12年（29.0%）と比較して老年人口比率が4.8%上昇しており、世帯数は横ばいに推移しているものの、特に、出生数の減少と若者の町外への流出等人口の減少とともに少子高齢化が急激に進展している状

況にある。

(4) 産業

平成17年の国勢調査によると、本町の就業者数は5,209人であり、平成12年(5,615人)と比較して406人(7.2%)減少している。

産業別にみると、第1次産業1,439人(27.6%)、第2次産業が1,872人(35.9%)、第3次産業が1,897人(36.5%)となっている。

本町では、産業としての農業はもとより、農村社会を構築する多面的機能を有する農業を基本産業と位置付け、基盤整備を進めながらその推進を図ってきた。過疎化、高齢化の進行による後継者不足等、農業情勢が厳しさを増す中で、産業として自立し得る農業を構築するため、国営農地開発事業等の導入による大規模な農業基盤の整備を図るとともに、農企業の参入や経営体の法人化等、担い手の育成、支援を主要施策として取り組んでいる。これらの事業は地域農業の振興はもとより雇用機会の拡大と観光資源として交流機会の拡大に貢献している。

また、これらの事業により整備された農地やダム等の水資源と併せ、農村が旧来から保有する伝統や文化、自然、景観を活用したグリーンツーリズムを推進するとともに、地域資源を活用した特産品の開発に取り組んでおり、新たな産業の創出に繋がることを期待している。

一方、次代を担う若者の流出をできるだけ阻止し、活力ある地域社会を維持するため、定住の重要な要素となる就労の場を確保すべく、同時に誘致企業の立地を進めてきたところであり、現在11社が進出して企業活動を展開しており、農業と商工業が調和した町づくりを進めている。

しかしながら、農業においては、米価の大幅な下落に象徴されるように、昨今の経済情勢を反映する中で厳しい農業情勢は続いており、また、工業においても、リーマンショック以降、自動車関連分野や半導体関連分野において全国的な経営の悪化の中で、関連部品の製造を主とする本町誘致企業もこの影響を大きく受けたところである。

商業及び観光については、長引く景気の低迷や周辺の大型店舗への流出により、地元商店街からの客離れが進んでおり、高齢者をターゲットとした新たな商店街の振興策に関係機関を挙げて取り組んでいるところである。

また、観光については、新たな観光牧場等の開園により、ここ数年大幅に観光客数が増加していることから、これらと併せ、地域資源を活かしたグリーンツーリズムの一層の推進を図り、誘客数(交流人口)の拡大とともに町内各方面にこの効果を波及させていく必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、体験、滞在型による都市との交流の推進による農業・農村の活性化を図るため、その拠点施設として、ファミリーオいわて藤沢(現在、館ヶ森高原ホテル)を平成11年にオープンしたところである。しかしながら、東京を中心とした関東方面の利用があるも

の、そのほとんどが地域内の観光及び隣接の観光を目的とした宿泊が多く、体験・滞在型の農村交流の推進が今一つ進んでいない現状にあった。

本町が目指す「藤沢型グリーンツーリズム」を推進する上では、農業・農村体験メニューの整備とその情報発信が大きな課題であったことから、農家等関係者で構成する「藤沢町まち・むら交流協議会」を平成16年に立ち上げたところであるが、交流人口拡大の成果がなかなか得られない状況となっていた。

一方、美しい自然景観と動物のふれあいを求めて、館ヶ森エリアを中心に年間30万人もの観光客が本町を訪れているものの、その多くは観光牧場である館ヶ森アーク牧場や岩手サファリパークなどの観光施設を見学し、短時間で移動してしまうため、本町は典型的な通過型の観光地となっている。要因として、隣接県の宮城県を中心として、山形県、青森県などからの日帰り観光客が多いことと、周辺の大規模温泉施設等に観光客が流出してしまっている等があげられる。

本町には、館ヶ森エリアを中心とした観光施設のほか、「キリシタン史跡」、「藤沢焼」或いは「モトクロス場」といった歴史、文化、モータースポーツにわたる幅広い観光、集客施設もあることから、これらを融合した観光体験メニュー作りが可能である。これに加え、都会にはない、「田舎」の文化、自然、風景、新鮮な食べ物など、都会から訪れる観光客が大きな魅力を感じ、ゆっくり滞在したいと思わせるためにも、新たな特産品として地域の農村文化に根ざした「どぶろく」を提供する農家民宿の開業を促進し、宿泊施設の充実を図ることが必要である。

また、過疎化や高齢化が進行する中で、新たな地域資源である「どぶろく」は、起爆剤として特産品に関する情報発信はもとより、地域そのものの魅力を広く発信する一端ともなるものであり、生産者及び関係機関のみならず、衰退する農村地域の自信と誇りに繋がるものと考えており、当該特例措置の活用は必要不可欠である。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することにより、「どぶろく」を提供できる農家民宿等の開業を促し、人とのふれ合いによる質の高いおもてなしと「田舎の素朴な魅力」の提供に心がけることで、観光客等の満足度を高めリピーターの増加につなげる。また、農業生活体験の推進により、都市部からの来訪者と地域住民との交流が活発化することで、地場産品の需要や付加価値が高まるほか、農産加工品の製造販売や地産地消を推進し、都会へ情報発信することで地域の活性化につなげることが、本計画の目標である。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、農家民宿等の開業を促進し、観光客の受入体制を充実することで、通過型観光から滞在型観光への転換を図る。

「どぶろく」や郷土料理の提供等、質の高いおもてなしと「田舎の素朴な魅力」の提供に心がけ、併せて、滞在型グリーンツーリズムや宿泊型観光プログラムの立案を進めることで交流人口の拡大が期待できる。

農業面では、農家民宿等の開業が増える一方で、地域の特産品となる加工品製造と併せて進めることにより、材料となる地域農産物の消費拡大が見込まれる。

以上と併せ、農村を訪れる都会の人たちが、環境面を含めた農村の多面的な機能が果たす役割の重要性の認識と地方に対する理解が深まることに期待できる。

	平成21年度	平成23年度目標	平成27年度目標
農家民宿等によるどぶろく酒製造件数	0件	1件	3件
農家民宿・農業体験等受入数	112人	120人	400人

8 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（1）体験プログラム等と連携した農家民宿の推進

現在営業中の農家民宿を中心に、今後開業予定のものも含め農家民宿で提供する郷土料理や体験メニューに「どぶろく」を加え、年間を通じた宿泊者の安定的な確保と都市との交流を促進する。

また、旬の山菜の摘み取りや農業生活体験、藤沢独自の歴史文化を生かした体験プログラム等の組み合わせを、藤沢町まち・むら交流協議会（民宿推進部会（仮称））にて検討し、新たな滞在型観光商品として周知する。

（2）藤沢ブランドの向上に向けた取組

「どぶろく」製造を機に、現在生産されている農産物や加工品に付加価値を付け、特産品としてのブランド力を高めて観光客等に販売する。

また、本町の夏の一大イベントである縄文・野焼まつりや、全国モトクロス選手権大会など毎年多くの観光客が訪れる祭りやイベント、東京の銀座にある「いわて銀河プラザ」における藤沢町の物産展などにおいて、「どぶろく」の周知販売や地場製品の販売を行うことで、本町における農商工業全体の評価を高め、販路や消費拡大につなげる。

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域（以下「特区」という。）内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「どぶろく」という。））を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

岩手県東磐井郡藤沢町の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、「どぶろく」の提供を通じて地域の活性化を図るために「どぶろく」を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特区内において、農家民宿等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料とした「どぶろく」を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

「どぶろく」の製造は、小規模ながら農家の副収入として、経営の安定化につながるとともに、「どぶろく」と併せて地元食材を原料とした郷土料理を提供することにより、地産地消と都市農村交流の増加が期待できる。また、観光客が増え、地域の食材等への需要が増すことで、地域農産物や加工品販売の促進が図られる。このように、滞在型観光の推進と農商工連携による地域の活性化に取り組む上で、当該特例措置の適用は必要

である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務担当の検査及び調査の対象とされる。

町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行うこととする。